平成２２年（フ）第７１２８号
東京都荒川区南千住６丁目51－３
債務者　戸張　チエ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１２９号
東京都荒川区南千住６丁目51－３
債務者　戸張　　清
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３２７号
千葉県松戸市六実６丁目21－１－103
債務者　矢内　ユカ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３２８号
千葉県船橋市松が丘２丁目23―13
債務者　内山　照幸
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０号
熊本県山鹿市山鹿1748番地
債務者　牛原　正昭
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
熊本県山鹿市山鹿1748番地
債務者　牛原　敏代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
栃木県大田原市浅香３丁目3578番地123　コモア浅香Ｂ102、前住所栃木県大田原市久野又98番地
債務者　近藤　　瞳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第３８号
栃木県那須塩原市小結201番地17
債務者　山田　和秋
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第３１７号
東京都大田区池上４丁目23番８号ドムス晃朗305
債務者　富田正明こと　陳　　正明
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５０号
東京都三鷹市北野２丁目６番15号パーク・ヒル武蔵野103
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６８号
東京都八王子市下柚木３丁目６番地フェリズ南大沢308号
債務者　松本　美穂
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９３号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目14番７号　１ｓｔ・南阿佐谷102
債務者　柳　　胡桃
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４８１号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目４番10号メゾン・ド・アビルテ206
債務者　水原　伸也
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２０号
静岡県浜松市中区葵西１丁目７番８号　セントポーリア葵Ｅ101
債務者　菅原　啓介
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
静岡県浜松市中区葵西１丁目７番８号　セントポーリア葵Ｅ101
債務者　菅原　幸代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係